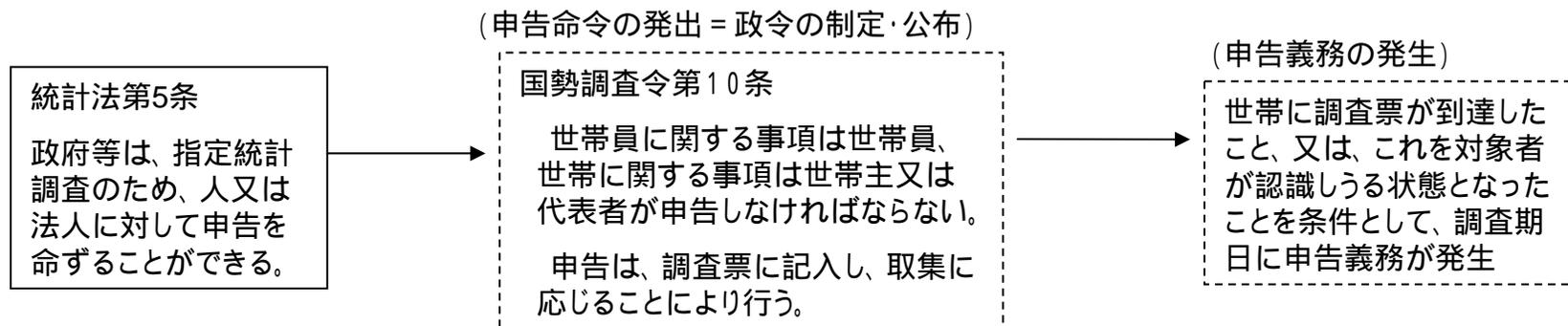


Q1 国勢調査での申告義務はいつ発生するのか。また調査方法の変更によりどのような影響があるか。

A

- 1 統計法第5条では、「政府等は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。」と定めており、申告義務を定めた国勢調査令の制定・公布が、同条にいう申告命令の発出であると解釈されている。
- 2 また、調査対象者に実際に申告義務が発生するのは、調査員の配布により世帯に調査票が到達し、また、到達したことが認識できる状態になった場合(郵便受けに入っていて、いつでも確認できる状況など)であり、このような条件の下、10月1日の時点で申告義務が発生すると解釈されてる。
- 3 このように、調査票が配られたことを条件として申告義務が発生することになるが、このような解釈は調査方法が変わったとしても変わらないと考えられる。



Q2 調査方法を見直す場合、調査員は公務員であることが必要か。

A

- 1 国勢調査では、次のような理由から、調査票の配布と回収は法令上正当な権限を有する調査員が行うことが必要であるとしている。また、同じ理由から調査員を国家公務員としてきたところ。

調査票の配布によって、調査対象者に申告義務が発生する。

調査票の回収に当たっての対象者の調査員への対応が、申告義務違反を決定づける証拠となる。

調査票の点検などで世帯の秘密を知りうる立場にあるため、厳格な守秘義務を課す必要がある。

調査への国民の信頼を確保することが必要である。

- 2 調査票の配布と回収は、上記のように単なる事実行為ではなく法的な効果を伴うこと等から、法令上明確に定められた者が行うことが適当と考えられるが、次のような理由から、一定の課題をクリアすれば必ずしも公務員とする必要はないと考えられる。

○ 上記 の調査票の配布は、申告命令を伝達するだけの行為であることから、必ずしも公務員が行う必要はないと考えられる。

○ 調査票の調査員回収の方法については、 の守秘義務は、調査に関わる全ての者にかかるものであり、統計法第19条の2(守秘義務違反の罰則規定)の「統計従事者」は、公務員でない従事者も含まれると解釈されていることから問題とならない。

一方、 については、民間委託等により公務員以外の者が行うこととする場合、次のような課題があると考えられる。

について、申告義務違反を公正に証明する仕組みを講ずることが必要

について、調査及び調査員への国民の信頼を担保する方策を講ずることが必要

○ 調査票の郵送回収の方法の場合には調査員が介在しないため、上記 は問題とならない。

ただし、 については、対象者が郵送したと主張しても実際には到達していない場合、申告義務違反を認定できるかという問題は残る。

## (別添) 国勢調査に係る法令の整理

### 1 調査の根拠

- 統計法第3条及び第4条 国勢調査令(政令) 国勢調査規則(省令)

### 2 調査対象・調査事項

- 国勢調査令第4条(調査対象)
- 国勢調査令第5条(調査事項)

### 3 調査方法

- 統計法第12条(統計調査員を置くことができる) ○国勢調査令第7条(国勢調査員及び指導員を置く)
- 国勢調査令第9条(調査方法)・・・ 国勢調査員による調査票の配布・収集を規定  
世帯員の不在等の場合の聞き取り調査を規定
- 国勢調査令第13条(調査票の提出・審査)

### 4 申告義務

- 統計法第5条(申告命令) ○国勢調査令第10条(申告義務及び方法)
- 統計法第19条第1号(申告義務違反)

### 5 申告の妨害

- 統計法第19条第2号(申告妨害)・・・調査票の詐取も該当(刑法の詐欺罪にも当たる)

(参考)

- 刑法第246条(詐欺罪)
- 刑法第95条(公務執行妨害罪)

・・・調査員は国家公務員であるため、調査員の調査の妨害は公務執行妨害罪の対象となる。  
民間委託等により国家公務員の身分がなくなるとすると、本条の対象とはならない。

## 6 個人情報の保護関係

○統計法第14条(秘密の保護)      ○統計法第19条の2(統計従事者の守秘義務違反・罰則)

○統計法第15条(目的外使用の禁止)

○統計法第15条の3(調査票等の適正管理)

○統計法第18条の2(行政機関等個人情報保護法の適用除外)

(参考)

○個人情報保護法第23条(個人情報の第三者提供の制限)

・個人情報取扱事業者(施行令で、過去6か月以内のいずれの日においても、5000件以上の個人データ所持が要件)は本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

## 7 行政機関等への協力の要請

○統計法第17条(調査、報告その他の協力要請)

従来、行政機関や民間企業、マンション管理関係団体等への協力要請はこの規定を根拠に実施

## 8 実地調査権(国勢調査の場合適用がない)

○統計法第13条(立ち入り、検査、資料の提供、関係者への質問の権限を付与。特別の実地調査証が必要)

○統計法第19条第3号(第13条による検査を拒み、妨げ、資料の提供をしなかった場合等の罰則)

マンション関係者からの情報提供等の協力を得るため、この規定を活用することが考えられる。

(参考法令)

調査の根拠

統計法

(国勢調査)

第四条 政府が本邦に居住している者として政令で定める者について行う人口に関する全数調査で、当該調査に係る統計につき総務大臣が指定し、その旨を公示したものは、これを国勢調査という。

- 2 国勢調査は、これを十年ごとに行わなければならない。但し、国勢調査を行つた年から五年目に当る年には、簡易な方法により国勢調査を行うものとする。
- 3 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の期間の中間において、臨時の国勢調査を行うことができる。

調査対象・調査事項

国勢調査令

(調査の対象)

第四条 法第四条第二項の規定による国勢調査(以下「国勢調査」という。)については、同条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 調査時において本邦(総務省令で定める島を除く。以下同じ。)にある者で、本邦にある期間が引き続き三月以上にわたることとなるもの
- 二 本邦に生活の本拠を有する者(前号に掲げる者及び調査時において本邦外にある者(船舶に乗り組んでいる者を除く。))で本邦外にある期間が引き続き三月以上にわたることとなるものを除く。)
- 三 本邦の港を発し、途中本邦の港以外の港に寄港しないで本邦の港に入つた船舶(調査時において本邦の港にある船舶又は調査時後五日以内に本邦の港に入つた船舶に限る。)に乗り組んでいる者(前二号に掲げる者及び本邦外に生活の本拠を有する者を除く。)

2 次に掲げる者は、前項に規定する者に含まれないものとする。

- 一 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員並びに条約又は国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者であつて、日本国民でないもの（以下「外交官等」という。）外交官等と同一の世帯に属する家族の構成員並びに外交官等の個人的使用人で日本国民でないもの
- 二 日本国政府の承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者で日本国民でないもの及びその者と同一の世帯に属する家族の構成員（前号に掲げる者を除く。）

（調査事項等）

第五条 国勢調査は、調査票により、次に掲げる事項（法第四条第二項ただし書の規定による国勢調査にあつては、第一号ト、チ、リ及びタ並びに第二号八に掲げる事項を除く。）を調査する。

一 世帯員に関する事項

- イ 氏名
- ロ 男女の別
- ハ 出生の年月
- ニ 世帯主との続柄
- ホ 配偶の関係
- ヘ 国籍
- ト 現在の住居における居住期間
- チ 五年前の住居の所在地
- リ 在学、卒業等教育の状況
- ヌ 就業状態
- ル 就業時間
- ヲ 所属の事業所の名称及び事業の種類

- ワ 仕事の種類
- カ 従業上の地位
- コ 従業地又は通学地
- ク 従業地又は通学地までの利用交通手段

## 二 世帯に関する事項

- イ 世帯の種類
- ロ 世帯員の数
- ハ 家計の収入の種類
- ニ 住居の種類
- ホ 住宅の床面積
- ヘ 住宅の建て方

2 前項の調査票の様式は、総務省令で定める。

## 調査方法

### 統計法

(統計調査員)

第十二条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、その行う指定統計調査のために必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

2 統計調査員に関する事項は、命令(地方公共団体の長又は教育委員会の定める規則を含む。)でこれを定める。

## 国勢調査令

(国勢調査指導員及び国勢調査員)

第七条 国勢調査の事務に従事させるため、法第十二条第一項に規定する統計調査員として、国勢調査指導員及び国勢調査

員を置く。

- 2 国勢調査指導員及び国勢調査員は、総務大臣が任命する。
- 3 国勢調査員の担当地域は、市町村長が指定した第八条の二の規定による調査区の区域とする。
- 4 国勢調査指導員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて、国勢調査員に対する指導、調査票その他の調査関係書類の検査及びこれらに附帯する事務を行う。
- 5 国勢調査員は、市町村長の調査実施上の指導及び国勢調査指導員の指導を受けて、その担当地域内にある世帯に係る調査票その他の調査関係書類の作成その他これに附帯する事務を行う。
- 6 特別の事情により、国勢調査員が前項の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、国勢調査指導員が当該事務を行うものとする。

(調査の方法)

第九条 国勢調査は、総務省令で定める期間内において、国勢調査員又は第七条第六項の規定に基づき同条第五項の事務の一部を行う国勢調査指導員（以下「国勢調査員等」という。）が調査票を世帯ごとに配布し、及び収集することにより行う。

- 2 国勢調査員等は、世帯員の不在等の事由により、前項に規定する方法による調査を行うことができないときは、同項の期間内において、第五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号ロに掲げる事項を当該世帯の世帯員以外の者に質問することにより調査することができる。

(調査票等の提出)

第十三条 国勢調査員及び国勢調査指導員は、市町村長に対し、その定める期限までに、調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により国勢調査員及び国勢調査指導員から提出された調査票を審査し、必要な事項を記入するとともに、都道府県知事に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を送付しなければならない。

- 3 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から送付された調査票を二次的に審査するとともに、総務大臣に対し、その定める期限までに、当該調査票その他の調査関係書類を提出しなければならない。

#### 申告義務

##### 統計法

###### (申告義務)

- 第五条 政府、地方公共団体の長又は教育委員会は、指定統計調査のため、人又は法人に対して申告を命ずることができる。
- 2 前項の規定により申告を命ぜられた者が、営業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者若しくは成年被後見人である場合又は法人である場合には、その法定代理人又は理事其他法令の規定により法人を代表する者が、本人に代わつて、又は本人を代表して申告をする義務を負う。

##### 国勢調査令

###### (申告の義務及び方法)

- 第十条 国勢調査に当たつては、当該国勢調査において調査すべき第五条第一項各号に掲げる事項のうち、同項第一号に掲げる事項については世帯員が、同項第二号に掲げる事項については世帯主又は世帯の代表者がそれぞれ申告しなければならない。
- 2 世帯主、世帯の代表者又はこれらに準ずる者は、前項の規定により申告すべき者に代わつて当該申告を行うことができる。
  - 3 前二項の規定による申告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び国勢調査員等の質問に答えることにより行うものとする。

##### 統計法

###### (罰則)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条の規定により申告を命ぜられた場合申告をせず、又は虚偽の申告をした者
- 二 第五条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者
- 三 第十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
- 四 指定統計調査の事務に従事する者又はその他の者で指定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者

申告の妨害

統計法

(罰則)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

- 二 第五条の規定により申告を命ぜられた調査につき申告を妨げた者

刑法

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

- 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(公務執行妨害及び職務強要)

第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 公務員に、ある処分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞させるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

#### 個人情報保護関係

#### 統計法

##### (秘密の保護)

第十四条 指定統計調査、第八条第一項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査（以下「届出統計調査」という。）及び統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集（以下「報告徴集」という。）の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。

##### (罰則)

第十九条の二 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者、統計調査員又はこれらの職に在つた者が、その職務執行に関して知り得た人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項を、他に漏らし、又は窃用したときは、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる者が、総務大臣の承認を得た場合のほか集計された結果を、第七条の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は窃用したときは、これを十万円以下の罰金に処する。

3 職務上前二項の事項を知り得た第一項に掲げる者以外の公務員又は公務員であつた者が、前二項の行為をしたときもまた当該各項の例による。

##### (秘密の保護)

第十五条 何人も、指定統計を作成するために集められた調査票を、統計上の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、総務大臣の承認を得て使用の目的を公示したものについては、これを適用しない。

( 調査票等の管理 )

第十五条の三 指定統計調査、届出統計調査及び報告徴集の実施者は、統計調査によつて集られた調査票、報告徴集によつて得られた統計報告その他の関係書類を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

( 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外 )

第十八条の二 指定統計を作成するために集められた個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第二項に規定する個人情報をいう。以下この条において同じ。)及び届出統計調査によつて集められた個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

個人情報保護法

( 第三者提供の制限 )

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

## 行政機関等への協力の要請

### 統計法

#### (指定統計調査の実施に対する協力)

第十七条 指定統計調査の実施者が、その指定統計調査を行うに際して必要があると認めるときは、関係各行政機関の長又はその他のものに対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

## 実地調査権

### 統計法

#### (実地調査)

第十三条 統計官、統計主事その他指定統計調査に関する事務に従事する者及び統計調査員は、指定統計調査のため、必要な場所に立ち入り、あらかじめ総務大臣の承認を得た事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

#### (罰則)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

三 第十三条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、調査資料を提供せず、若しくは虚偽の調査資料を提供し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者